

## 第9章 行方不明者の捜索・遺体の取扱・火葬

### ■対策の体系と実施機関

体系	区担当部署	関係機関
第1節 行方不明者の捜索		小松川・小岩・葛西警察署
第2節 遺体の検視・検案・身元確認	生活振興部、福祉部、文化共育部	小松川・小岩・葛西警察署、都保健医療局、(一社)全日本冠婚葬祭互助協会、(株)東京葬祭、(株)協和木工所
第3節 火葬	生活振興部	都保健医療局

### ■自助・共助の役割

区民	・行方不明者の捜索への協力に関すること ・遺体発見時の通報に関すること
自主防災組織等	・行方不明者の捜索への協力に関すること ・遺体発見時の通報に関すること
事業所等	・行方不明者の捜索への協力に関すること ・遺体発見時の通報に関すること

### ■対策の前提と課題

- 都の被害想定では、最大3,217人の自力脱出困難者が想定されており、生命維持の限界である3日以内の発見と救助が必要となる。
- 最大582人の死者が想定されており、発災後数日間での遺体調査(検視)、検案、火葬が必要となる。速やかな遺体収容所の設置、人員、棺・ドライアイス等の資器材の確保が重要である。
- 近隣の火葬場の機能低下や火葬ニーズの集中する場合は、遠隔地の火葬場の確保や搬送が必要となる。

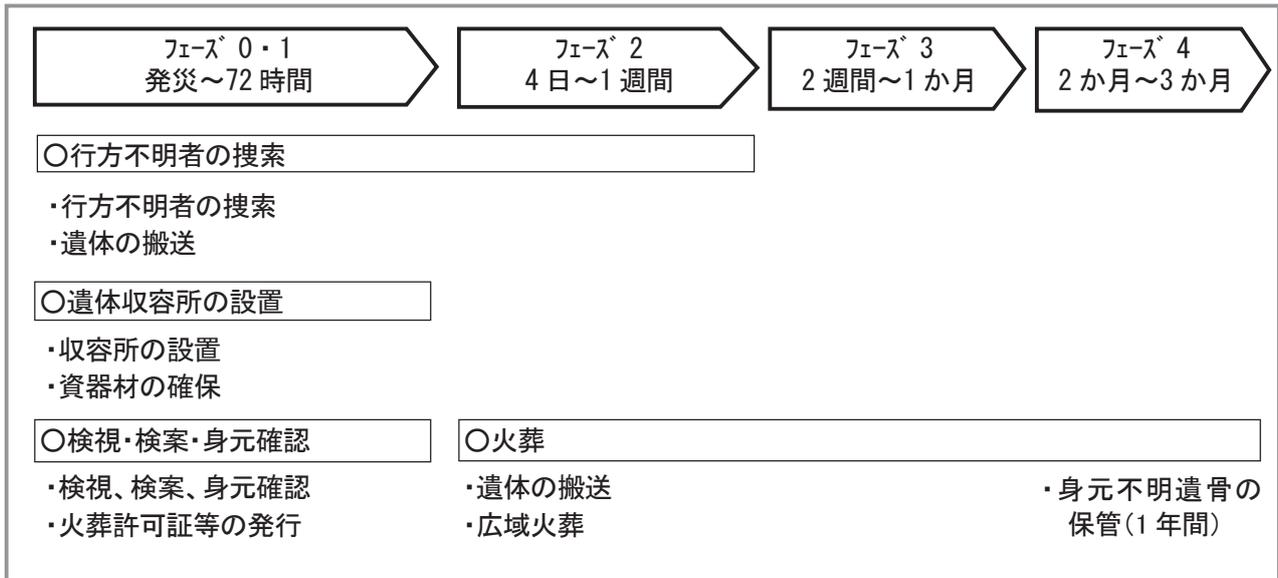
### ■対策の現状

- 区では、遺体調査(検視)・検案・安置を行うため遺体収容所を3か所指定している。また、資器材等の確保について(一社)全日本冠婚葬祭互助協会・(株)東京葬祭・(株)協和木工所と協定を締結している。

### ■対策の方針

- 災害発生直後から3か所に遺体収容所を設置し受入れ体制を整える。なお、可能な限り遺体収容所内における安置遺体への尊厳の意を込めた対応を図る。
- 火葬許可証、特例許可証等の発行は、遺体収容所等で行う。

■ 対策の流れ



## 第1節 行方不明者の捜索

### 1 行方不明者の捜索

#### (1) 区の措置

区は、警察署、自衛隊等と連携して行方不明者の捜索及び遺体の収容を実施する。

#### (2) 警察署の措置

警察署においては、行方不明の届出受理及び情報の入手に努め、調査を実施する。

また、身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。

#### (3) 東京海上保安部

東京海上保安部は、所属巡視艇により、東京港内及びその周辺において行方不明者の捜索および遺体の揚収を実施する。

収容した遺体は、都及び警察と協議して定められた岸壁に搬送し、検視等所要の措置を行った後、区に処理を引き継ぐ。

### 2 遺体の搬送

遺体の遺体収容所までの搬送は、遺族等によるものとするが、搬送が困難な場合は、区は警察署、自衛隊と連携して遺体収容所に搬送する。

## 第2節 遺体の調査・検案・身元確認

### 1 遺体収容所の設置

#### (1) 遺体収容所の設置

区は、遺体収容所を設置し、都、警察署に報告し、区民に周知を図る。遺体収容所には管理責任者を配置し、都等と連絡調整を実施する。

また、都及び警察署と連携のうえ、遺体収容所における遺体調査（検視）・検案体制を整備する。特に、遺体の腐敗防止の対策を徹底する。

## 〈遺体収容所設置予定施設〉

① 総合体育館	② スポーツセンター	③ スポーツランド
---------	------------	-----------

## (2) 資器材の調達

区は、葬祭業者等から棺、納体袋、ドライアイス、祭壇等の資器材を確保する。

## 2 遺体収容所での活動

## (1) 遺体調査・検案

都は、監察医務院の監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣し、遺体の検案等の措置を実施する。検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請する。検案班の指揮者は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整後、検案活動を実施し、死体検案書の発行、その他必要な措置を講ずる。

警察署は、検視班等を編成し、遺体収容所に派遣する。検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。

## (2) 身元確認

警察署は、身元確認調査を行う。必要に応じて、身元確認班（歯科医師班）の編成・派遣について身元確認作業の協力を要請する。

概ね2日間、身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区に引き継ぐ。

区は、身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。

また、警察署より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。

## (3) 死亡者情報の提供

区は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警察署と連携を保ち、遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、相談窓口等で区民等への情報提供を行う。

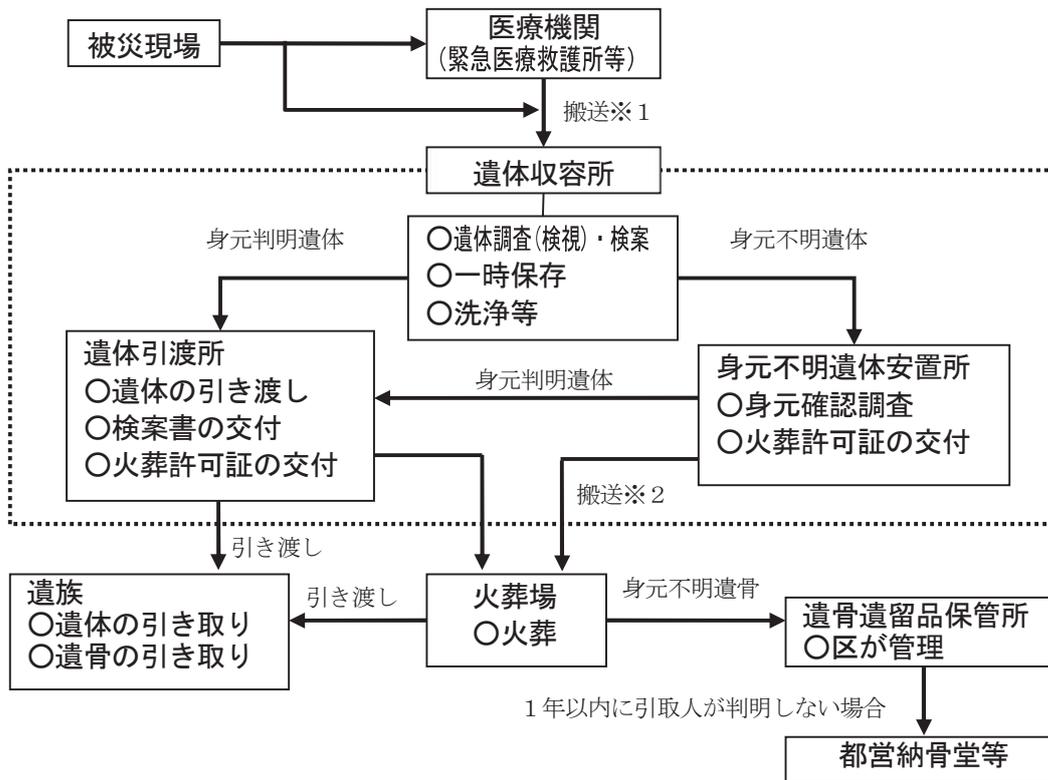
## (4) 遺族への遺体の引き渡し

区は、警察署の「遺体引渡班」の指示に従って、遺体の遺族への引き渡しを実施する。

## (5) 火葬許可証等の発行

区は、遺族等に引き渡された遺体調査（検視）・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受け付ける。その後、速やかに火葬許可証または特例許可証を発行する。

〈遺体取扱・火葬のながれ〉



- ※1 警察署は、区が実施する遺体の捜索・収容等に協力  
自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救出・救助、遺体を関係機関へ引き継ぐ
- ※2 区の要請に基づき、都が関係機関（一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会等）に協力を要請

### 第3節 火葬

区は、災害で死亡した者に対して、その遺族が火葬を行うことが困難な場合、または遺族が無い場合において、応急的に火葬を実施する。

#### 1 遺体の火葬

火葬は東京都瑞江葬儀所及びその他火葬場にて行い、引取人に引き渡すものとする。

なお、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。

#### 2 広域火葬

##### (1) 広域火葬体制の確保

区で火葬場の確保ができない場合は、都に広域火葬の応援・協力を要請する。

都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図るとともに、区民へ広域火葬体制について広報する。

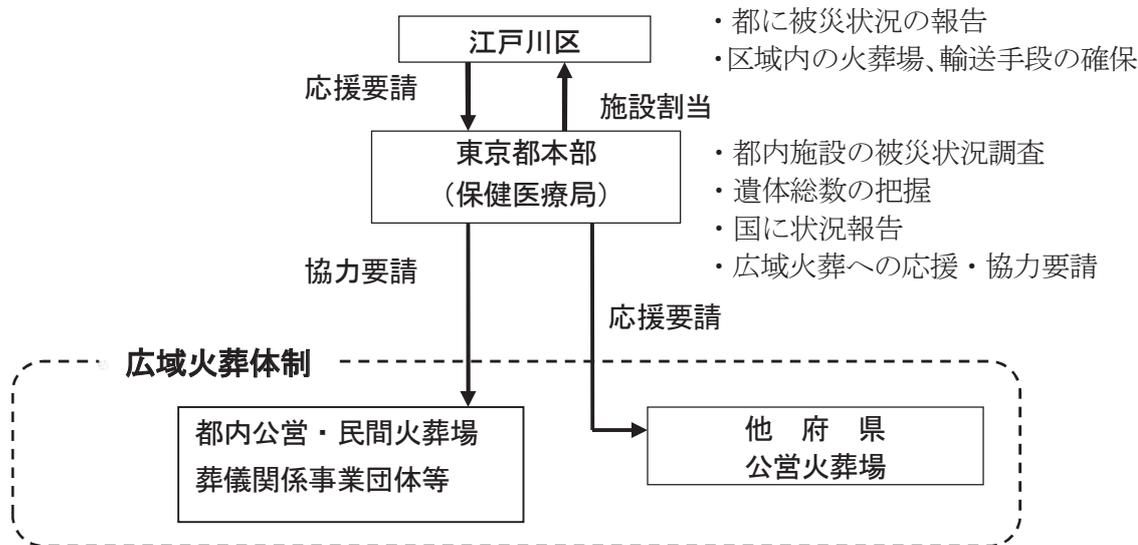
火葬については、都の調整のもと、割り振られた火葬場に必要な事項、手順等を確認する。

##### (2) 遺体の搬送

区は、遺体の搬送に必要な車両を確保する。

交通規制が行われている場合には、緊急通行車両を使用する。

遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請する。



(3) 身元不明の遺体措置

身元不明の遺体を火葬にしたときは、区は遺骨遺留品保管所に遺骨及び遺留品を保管し、1年以内に引取人が判明しないときは、身元不明の者として都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。

(4) 戸籍手続等

死亡届の受付及び火葬許可証の交付等の事務は、遺体収容所及び区本庁舎または各事務所において行う。